

議案第79号

大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月28日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
(大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,052人」を「788人」に改める。

第8条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)の発生」に改める。

第12条を次のように改める。

(報酬)

第12条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 消防団員に支給する年額報酬は、次のとおりとする。

職名	報酬の額
団長	200,000円
副団長	135,000円
分団長	105,000円
副分団長	75,000円
部長	63,000円
副部長	45,000円
班長	42,000円
団員	39,000円
機能別団員	10,000円

3 消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合に支給する出動報酬は、次のとおりとする。

種別	支給単位	出動時間の区分	報酬の額
災害に係る出動	1回	3時間未満	3,000円
		3時間以上7時間45分未満	5,000円
		7時間45分以上	8,000円
誤報及び非火災に係る出動			1,000円
警戒、訓練等に係る出動			2,000円

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(費用弁償)

第13条 消防団員が公務のため市外に旅行したときは、その旅行について費用弁償を支給する。

2 費用弁償の額及び支給方法については、大田原市特別職の職員等で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の適用を受ける職員  
の例による。

（大田原市特別職の職員等で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第3条中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とする。

別表消防団の部を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例  
第12条及び第13条の規定は、この条例の施行の日以後の年額報酬、出勤報酬及び費  
用弁償（以下「年額報酬等」という。）について適用するものとし、同日前の年額報酬  
等については、なお従前の例による。